

# 町が竹之下地先の土地を取得し 譲渡した事業に係る 裁判の判決が確定しました

判決については、4月の議会全員協議会での説明、定例記者会見、また新聞等の報道により、町の考え方をお話ししたところでありますが、町民の皆様に対して「広報おやま」で改めて述べさせていただきます。と思います。

令和4年5月

小山町長 池谷 晴一



## ○概要

この裁判は、平成28年及び平成30年に町民の方々が原告となり、町が取得した土地の譲渡等について、町の処分等の差止め、不動産の返還等の不履行の違法確認と当時の町長に対し町が損害賠償請求するよう求めた裁判です。

2月4日結審、3月18日判決言い渡し、原告側の控訴がなかったこと及び町として判決を受け入れることとしたため、本年4月1日に確定しました。

## ○判決主文

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、両事件を通じてこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。

## ○裁判所の判断(意見)

- ▼町による不動産購入及び処分については、違法でも無効でもなく、原告の請求は理由がない。
- ▼町による不動産売却については、予定価格と提案価格が極めて近く、価格が漏洩したと認められることから本件売却は違法で無効であり、町が所有権を喪失しているとは言えないので、原告の請求は理由がない。

## ○町の考え方

- ▼判決において町の主張が一部認められなかったことは残念です。
- ▼判決理由に法的拘束力はなく、町として何かをする必要はありませんが、町の判断として売却先の事業者と協議の場を持つことを検討しています。
- ▼判決理由において、疑念を持たれたことについて、町は重く受け止め、町長を含め全職員に対し綱紀粛正を徹底します。
- ▼今年度、町長等特別職政治倫理条例及び職員倫理条例の制定を予定しています。これら条例の制定だけでなく、町全体として各種法令に則った事務執行を改めて徹底することにより、町民の皆様の信頼に応える町政執行を行ってまいります。